(令和2年第2回茨城県議会定例会)

村上典男議員(いばらき自民党)の一般質問及び答弁(会議録から抜粋) (質問日:令和2年6月15日)

〇村上典男議員

最後に、県行政における広聴業務の取り組みについて伺います。

先週8日の本会議で、地方自治法に基づく直接請求により、東海第二発電所の再稼働の賛否 を問う県民投票条例案の制定について、議案として提出されたところであります。

11日に行われた我が会派の加藤明良議員による一般質問でも、原発の再稼働について、県民 投票で賛否を問うことに対する問題提起がされたところでありますが、原発の再稼働は、国の エネルギー政策、環境政策、経済産業政策など、さまざまな角度から検討が必要な複雑なテー マであると考えているところであります。

我が国における地方自治制度は、県民の直接選挙によって選ばれた議員や長が、この議会の場で議論を尽くすことにより、県民からの多様な意見を県政に反映させていくことがその根幹となっております。

直接請求制度は、県民の声を直接議会へ届けるための重要な手法であり、我が県議会としても、その声に向き合い、今後、議論を重ねていく必要があると考えております。

一方,直接請求という形で県民の声が議会に届くということは、これまでに政策課題について広く県民から意見を聞く機会が十分ではなかったのではないでしょうか。行政として、県民本位のサービスを提供していくためには、広聴業務として、日ごろから県民の意見を広く聞いていくことが極めて重要なことであると考えております。

今回の中国武漢市から発生したウイルスの感染症拡大の問題におきましても、県民の日常生活を初めとする子どもたちの学校生活や、中小企業の支援に向けた取り組みなどに関する御意見や御要望が多く寄せられたと伺っております。こうした声をしっかりと受けとめ、複雑かつ多様化する行政ニーズに対し、県民一人一人の多様な意見を丁寧に聞いていくことが何よりも重要であると考えております。

そこで、今後、県として、県民の声に対し、しっかりと向き合っていくことがますます求められると考えますが、広聴業務にどのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いをいたします。

〇村上総務部長

県行政における広聴業務の取り組みについてお答えいたします。

近年、政策課題が複雑化、高度化し、関係者が多様化する中で、個別の施策や事業の企画立 案や実施などに際して、どのような方法で県民の意見を聞くかという点については、各担当部 局が政策や事業の内容や性質に応じて個別に判断をしております。

例えば, 茨城県総合計画や茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略などの計画策定時には,

有識者などを構成員とする審議会等を設置するとともに,当該計画の趣旨や内容を県民に公表 し,広く意見を募集するパブリックコメントを実施しております。

議員より御指摘がありました直接請求制度につきましては、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たす代表民主制を前提とする我が国の地方自治制度において、直接民主制の一方式として代表民主制を補完するものとして制度上位置づけられているものであり、一般的な広聴業務とは位置づけが異なるものと認識をしております。

一般的な広聴業務につきましては、日ごろより、行政全般に対する個人の相談や、地域、業界団体の要望など、県民のさまざまな声に耳を傾けるために、多様な方法により実施をしております。

具体的には、電話やメールによる県民相談として、例えば、道路の維持管理についての御意 見・御要望などが寄せられた際には、担当部局につないで、適時・適切な対応に努めておりま す。

また、地域において特色ある活動をしている団体等を対象として、知事と県民の対話集会を 開催し、現地視察や、現場で活躍されている方々との意見交換などを通じて、新しい茨城づく りの理念の共有を図っております。

このほか、昭和43年度より、毎年、県政世論調査を実施し、県内全域を対象に、県民の県政全般に対する関心やニーズなどを把握するための調査を行ってまいりました。

議員御指摘の新型コロナウイルス感染症につきましては、感染の疑いがあるときなどに、相談を受けるための24時間対応の帰国者・接触者相談センターや、県の休業要請に係る事業者からの相談に対応するための休業要請・協力金相談窓口など一元的な相談窓口を設置し、県民からの相談に対し、迅速に対応できる体制を整えたところです。

今後とも、行政全般に対する個人の相談や、地域、業界団体の要望など、県民のさまざまな 声に対し、多様な窓口や複数の方法を用意することにより、きめ細やかな広聴業務に取り組ん でまいります。